

グレーの項目は回答済み

川内1号機  
設計及び工事の計画の認可申請(廃棄物搬出設備設置工事)に係る確認事項リスト

No.	対象資料	確認事項	回答欄	反映すべき資料名 及び反映内容 (基本設計方針含む)
32	補足説明資料8	ハロン放出エリアに、避圧口を設置するか。設置する場合、ハロン放出時に避圧口からの減圧により放射性物資の閉じ込め機能に影響がないことを示すこと。	ハロン消火設備については、消防法施行規則20条に基づいた設計としており、廃棄物搬出設備にて使用する消火剤ハロン1301は、消防法施行規則20条にて避圧口が要求される消火剤でないため、避圧口は設置しない設計とする。	—
33	補足説明資料8	ハロン放出エリアの出入口に設置される扉は常時閉鎖式の防火戸か確認すること。	ペイラエリア(ハロン放出エリア)の出入口には、扉又はシャッターが5箇所設置されている。計5箇所のうち3箇所の扉は、常時閉鎖式防火戸を設置し、残りの2箇所については、スチール製の扉とシャッターを設置する。 スチール製の扉及びシャッターについては、通常時「閉」とし、以下の運用とする。 扉については、休日・夜間等、廃棄物搬出建屋に人がいない時間帯には、施錠管理とする。シャッターについては、ペイラの点検時に使用するものであり、通常は、施錠管理とする。 以上の内容について、補足説明資料8に追記する。	補足説明資料8
34	コメント回答資料(No.24、34別紙)	試料採取装置について、警報機能を付加しないことの方を、設工認申請書の適切な項目(例えば添付資料14)において説明すること。	拝承。警報機能を付加しないことの方(別紙参照)を添付資料14に追記し補正する。	添付資料14(放管用計測装置)
35	コメント回答資料(No.24,34別紙)	試料採取装置について、設工認申請書における位置づけを再度整理して説明すること。	拝承。改めて整理した結果、試料採取装置を要目表記載対象として扱うよう、位置づけを見直した。 詳細は別紙に示す。	補足説明資料10(追加)